

狛江市立和泉保育園民営化に係る
保育園運営法人公募要項
(素案)

平成27年5月
狛江市

目 次

	ページ
I 現状及び基本事項	1
II 民営化保育園について	9
III 選定について	17
スケジュール	22
IV 応募について	23
V 様式集	<u>33</u>

前回から変更又は追加した部分

文中：文字に下線

表や様式：色付け

I 現状及び基本事項

1 はじめに

.....

市の公立保育園は昭和40年代から50年代にかけて建てられ、耐震性の問題を含め、その多くが老朽化に直面していました。

そのため、市では「狛江市公共施設再編方針」（現在は施設別再編方針について見直しを行った「狛江市公共施設整備計画」）を策定し、平成23年度藤塚保育園、平成24年度駒井保育園、平成25年度駄倉保育園、平成26年度三島保育園と順に耐震化等の整備を行い、宮前保育園及び和泉保育園については、「狛江市立保育園民営化の指針」を平成25年6月に策定し、平成28年度に宮前保育園、平成29年度に和泉保育園をそれぞれ民営化に移行することとし、平成26年3月には、そのための基本的なルールや基準を示すものとして「狛江市立保育園民営化ガイドライン」を策定しました。

昭和42年に建設された和泉保育園は、耐震診断の結果、必要な耐震性能は有していると言われたものの、建物全体の老朽化は著しく、古い施設であるが故の使い勝手の悪さや衛生面等、耐震性能以外の環境は他の保育園と比較した場合、見劣りしてしまうのが現状です。また、多様化する保育ニーズへの対応や効率的な行財政運営の両立も実現していかなければならない環境にもあり、保育園の民営化はこれらの諸問題を総合的に判断し決定されたものです。

和泉保育園の民営化は、明るく清潔感があり、より安心・安全で環境にも配慮した高い機能性を持つ保育園として建替えることにより、在園の子どもたちの保育環境を大幅に改善するほか、延長保育時間の拡充、定員の拡大、一時保育事業の実施なども行うことで、保育を必要としている家庭のみならず、在宅で子育てをしている家庭のニーズにも広く対応することができるよう目指すものです。

本公募は、「狛江市立保育園民営化の指針」、「狛江市立保育園民営化ガイドライン」に基づく保育園の運営を担い、民営化移行によって子どもに過度の負担がかかってしまうような事態を招かない、より優良な社会福祉法人を募集するものです。

2 民営化する保育園の現状

【狛江市立和泉保育園】

用途：認可保育所（以下「保育園」という。）

運営：狛江市

住所：東京都狛江市岩戸北一丁目1番12号

開設：昭和42年4月1日

建物構造・階数：鉄筋コンクリート造2階建て

定員：103人

内訳：	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	10人	13人	16人	16人	24人	24人

敷地面積：1,264.43㎡

屋外遊戯場（園庭）：425.71㎡

3 保育園の基本要件

新しく整備する保育園は、以下の基本的な要件を備えていなければなりません。また、これ以外にもそれぞれ詳細な条件がありますので、施設整備の条件とも合わせ、全てを満たす施設としなければなりません。

- ① 児童福祉法第35条第4項に定める認可保育園の設置及び運営をすること。
- ② 認可定員を120人以上とし、クラスごとの定員は現状を下回らない規模とすること。また、進級後の定員も全て満たすこと。
- ③ 施設内調理による給食を提供すること。
- ④ 現状を下回らない規模の屋外遊戯場（園庭）を敷地内に設置すること。
- ⑤ 0歳児クラス及び1歳児クラスは1階に設置すること。
- ⑥ 車いす利用者用駐車場を設置すること。
- ⑦ 利用者用の駐輪場を設置すること。
- ⑧ 子どもが安全に利用できるよう柔らかい床材や出隅部の処理等建築材料面での配慮、落下防止策を講じること。
- ⑨ セキュリティ対策として、外門扉及び玄関扉はオートロックとすること。

- ⑩ 狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する規則(平成24年規則43号)を準用し、防犯カメラを必要台数設置すること。
- ⑪ 非常時に2か所2方向以上の有効な避難ができること。

【特記事項】

狛江子どもの家及びヤクルト狛江あいあい保育園の転園定員の確保について

和泉保育園では、近隣の私立認可保育園である狛江子どもの家が3歳児クラスまでの運営であることから、その後の受入れ先として、3歳児クラスから4歳児クラスへの定員差を8名設けることで、受入れ先の6割を確保しています。

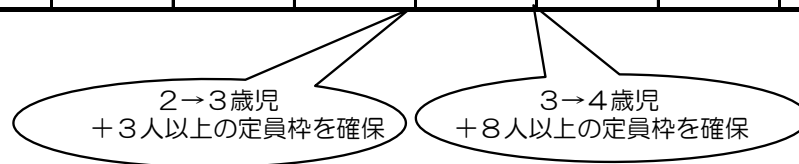
そのため、新しく整備する保育園においても同様に受入れ先となることを踏襲するものとし、4歳児クラスの定員は3歳児クラスの定員と比較してそれぞれ最低8名以上の増加枠を必ず設けてください。

また、市では平成27年4月から子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業としてヤクルト狛江あいあい保育園を認可しました。

ヤクルト狛江あいあい保育園は、2歳児クラスまでの運営であることから、3歳児クラス以降の受入れ先として、3歳児クラスの定員は2歳児クラスの定員と比較して最低3名以上の増加枠を必ず設けてください。

【民営化保育園定員設定の条件】

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
狛江子どもの家	9人	12人	13人	13人			47人
ヤクルト狛江あいあい保育園	0人	2人	3人				5人
民営化保育園	10人以上	13人以上	16人以上	19人以上	27人以上	27人以上	120人以上



4 保育園の開設日

平成29年4月1日

※ これより早く開設準備が整った場合は、別途市と協議する。

5 応募資格

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県のいずれか~~で~~認可保育園の運営実績を引続き5年以上有し、事業の安定性や継続性が図られている社会福祉法人とします。

6 設置及び運営に関する重要事項

本事業は、市が土地を有償貸与し、土地を借り受ける運営法人が自ら認可保育園を建築し、運営するものです。

貸与予定の土地に現在設置されている保育園その他の構築物は、建設に必要な時期までに市が解体撤去し更地の状態で貸与するものとします。

また、保育園は民営化に移行する前年度の1年間、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、狛江市立保育園仮園舎（東京都狛江市東和泉一丁目32番21号）にて狛江市立和泉保育園として引継保育を実施します。そのため、この期間において別途市と委託契約を締結し、引継ぎに必要な職員を配置することも本事業の公募の要件に含むものとします。

運営法人は、当該市有地で「Ⅱ民営化保育園について」の事業実施に必要な保育園を行うための施設を建築し、必要な設備等も整備してください。ただし、保育園の新設に要する経費については、制度が変更しない限り、国・都制度に基づく施設整備費補助制度を活用可能です。本制度を利用する場合は、別途市と補助に係る協議が必要です。また、それぞれの補助基準に合致した計画であることも必要です。

なお、市の予算等、議会の議決が必要な事項については、あくまでも現時点における予定であり、最終的には議会の議決が優先されます。

7 貸付予定地

(1) 所在地番

東京都狛江市岩戸北一丁目1127番8

(2) 敷地面積

市有地：1,264.43㎡

(3) 最寄駅

小田急線狛江駅から徒歩約5分

(4) 建築上の法規制等（主な用途地域等）

① 地域地区等

用途地域：準工業地域

建ぺい率：70%（指定60%＋角地緩和10%）、容積率：200%

その他：25m第二種高度地区

② 関連法令等

建築基準法その他関連法令、消防法等のほか、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都福祉のまちづくり条例、保育所設置認可等事務取扱要綱、狛江市まちづくり条例 等

8 貸付条件等

当該市有地を市から貸与を受ける運営法人は、以下の条件により市と賃貸借契約を締結するものとします。

(1) 貸付期間

30年

(2) 土地の貸付料

賃貸借契約締結時点における土地の評価から算出した額

(3) 支払方法

市が発行する納入通知書により支払うものとします。なお、貸付料の支払いが遅れ

た場合は、狛江市公有財産規則（平成22年規則第5号）第42条第2項の規定により計算された額の延滞金を徴収します。

（４）借地権の登記

借地権の設定登記はできません。

（５）用途の指定

運営法人は、当該市有地を認可保育園用地として使用しなければなりません。市の承諾なく目的外に利用した場合、第三者に転貸した場合は、借受地を運営法人の負担により原状回復のうえ、契約期間に関わらず直ちに返還するものとします。

（６）土地の返還

賃貸借期間満了のとき、運営法人側の理由により貸付期間を打切るとき、または賃貸借契約が解除されたときは、当該市有地を運営法人の負担により原状回復のうえ、直ちに返還するものとします。

（７）貸付料の見直し

土地価格の変動等、状況に著しい変化があると市が認める場合は、市は貸付料を改定することができるものとします。

（８）その他

その他、ここに定めのない事項については市が定める契約書によるものとします。

９ 施設整備に関する条件

.....

（１）地域住民の要望に対する対応

保育園建設にあたっては、地域住民に対して十分な説明を行うとともに、誠実に対応してください。ただし、本公募による運営法人として決定されるまでは、市が主催する場以外で個別に地域住民に対する説明や調整等を行わないでください。

（２）建物の外観等

建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和する外観としてください。また、園庭の砂が近隣や道路に飛散等して迷惑とならないような対策も講じてください。

（３）東京都及び狛江市との協議等

施設整備にあたっては、東京都及び市と協議を行うとともに、指導があった場合に

はこれに従ってください。

１０ 運営に関する条件

.....

（１）協定の締結

運営法人の決定後、提案された事業を確実に実施するため、市と運営法人により協定を締結します。

（２）事業実施期間

本公募に基づいて整備する認可保育園は、市がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、土地の賃貸借契約期間の満了まで継続して事業を実施してください。

Ⅱ 民営化保育園について

1 認可保育園の運営全般について

- ① 法令、通知などを遵守し、運営法人自らが運営すること。
- ② 狛江市の保育行政を理解し、積極的な協力を努めること。
- ③ 民営化する保育園の保育内容は「保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）」を基本とし、子ども本来の発達・育ちを重視し支援する保育の実施はもとより、子育て経験の少ない親も一緒に学んで育つことのできるような保育を目指すこと。
- ④ 和泉保育園の保育内容を引継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら運営することに努めること。
- ⑤ 高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員を確保するとともに、職員研修等人材育成への積極的な取り組み、マニュアルの整備、自己評価、利用者評価の実施等により、保育の質の維持・向上を目指すこと。
- ⑥ 市が行う公私立園長会や保育展等、公私立保育園合同で行っている市の特性を活かした取組みに積極的に参加すること。
- ⑦ 保育園の運営に係る経費は、狛江市施設型給付費及び地域型保育給付費等の支出に関する要綱等に基づき運営法人に支出する。
- ⑧ 三者協議会に係る運営法人が要する費用については、市は負担しない。
- ⑨ 引継保育期間中の費用は、市と運営法人との委託契約に基づき、市が負担する。

2 実施保育事業について

- ① 狛江市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第4号）に基づき決定された児童の保育を主たる業務として実施すること。
- ② 狛江市障がい児統合保育実施要綱（平成7年要綱第11号。別紙1）に基づく障がい児についても積極的に受入れ、保育内容の更なる充実に努めること。
- ③ 開園日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日とする。
- ④ 保育時間は、延長保育を含め13時間以上を実施すること。ただし、児童の受入れ開始時間は早くても午前7時から、保育終了時間は遅くても午後9時15分までの間とすること。
- ⑤ 保育は、生後57日目から就学前まで児童を対象とすること。
- ⑥ 生後57日目から就学前までの児童を対象とする定員3人以上の一時保育事業を実施すること。

- ⑦ 地域子育て支援事業として、保育園在園児以外を対象に、園庭開放や簡単な育児相談、その他イベントを月に2回程度実施すること。

3 職員配置について

.....

- ① 職員配置基準は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「児童福祉施設の基準」という。）」を最低条件とする。ただし、1歳児クラスについては、子ども5人に対して保育士を1人以上配置すること。
- ② 各クラス担任は1年度単位でクラスを受け持つこととし、特別な事情がある場合を除き、年度途中での変更がないように努めること。
- ③ 園長は常勤とすること。また園長及び主任保育士は幹部職員としての能力と経験を有するものであること。
- ④ 園長は専任とし、原則として保育園で15年以上（平成29年4月1日現在。以下同様）の勤務経験年数を有する者で、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。
- ⑤ 主任保育士は、保育園で10年以上の勤務経験年数を有する者で、保育を行う責任者として保育に関する知識を持ち、保育士を指導する能力を有する者を配置すること。
- ⑥ 保育士は、保育経験及び年齢構成が偏らないようにバランスの取れた配置とすること。
- ⑦ 保健師又は看護師は、有資格者を最低1人は配置すること。
- ⑧ 栄養士は、有資格者を最低1人は専任で配置すること。
- ⑨ 給食調理員は、美味しい給食の提供はもとより、アレルギー除去食の提供や衛生面等必要な注意を果たすことができる者を配置すること。
- ⑩ 嘱託医は、公益社団法人狛江市医師会と協議して配置すること。
- ⑪ 子どもが保育園で豊かな生活を送ることができるよう、保育士等の勤務環境にも十分配慮すること。
- ⑫ 狛江市立保育園（特に引継保育の実施期間中における和泉保育園）に勤務している職員（嘱託・臨時職員）の積極的な雇用に努めること。

4 三者協議会について

.....

(1) 設置時期

運営法人の決定後、市が速やかに、保護者・運営法人・市の三者による三者協議会を設置します。

(2) 目的

三者協議会は、引継保育や民営化後の保育内容、保育実施中の問題点等について話し合い、決定していく場となります。それぞれが共通の認識を持ち、信頼関係を構築することで、三者が協力しあってよりよい保育に向けて取り組めるよう努めます。

(3) 運営法人に求められる事項

- ① 三者協議会へは信義に従い誠実に対応することを基本として、運営法人は必ず参加すること。
- ② 三者協議会で合意がない限り、引継保育及び民営化移行後一定期間は、運営法人独自の保育方針よりも和泉保育園における保育内容を継承することを基本とした保育を行うこと。

(4) 協議事項（引継保育開始前）

民営化に伴う子どもへの負担を最小限に抑えることや和泉保育園の保育内容を引き続き実施していくこと等を目的とした引継保育の実施内容に係る計画として、移行計画を三者協議会で策定します。

(5) 協議事項（引継保育開始～民営化移行後）

引継保育の実施期間中及び民営化移行後の一定期間においても、三者協議会の設置を継続します。

この期間における三者協議会の役割は、移行計画どおりに引継ぎが進捗しているか、引継保育や民営化移行後の保育に混乱は見られないか、混乱が認められた場合の解決策の検討、和泉保育園の保育内容の取捨選択や追加実施の要望等について話し合い、決定していきます。

(6) 解散

民営化移行後相当程度安定的な運営が続き、運営法人の自主的運営に委ねることができると三者協議会で同意が得られた場合、既存の私立保育園と同様の支援体制とし、三者協議会を解散します。

5 引継保育について

.....

(1) 実施時期

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間

(2) 実施場所

狛江市立仮園舎での実施です。ただし、新園舎の工事が完了した場合は速やかに移転し、新園舎での引継保育を引続き行うこととします。

(3) 目的

民営化に伴い、子どもへの負担を最小限に抑えることや和泉保育園の保育内容を引続き実施していくこと等を目的とします。アレルギーの有無、子どもの個々の性格、園での過ごし方等、記録だけではなく実際の保育をするなかで確実に運営法人に引継いでいくものです。

(4) 主な内容

- ① 引継保育は、三者協議会を経て策定する移行計画を基本とする。
- ② 和泉保育園の保育内容や行事等を引継ぐことが基本だが、三者協議会で合意があれば、引継保育の段階から柔軟に変更する。
- ③ 保育士が入れ替わることによる子どもへの影響に十分に配慮した保育を行う。
- ④ 市は、和泉保育園のクラスごとに担任をそれぞれ1人以上、運営法人は、市と協議のうえ民営化移行後の主力となるべく人選を経た者を各クラス担任候補として保育士をそれぞれ1人配置する。これを基本とし、さらに児童福祉施設の基準にある職員配置基準に足りない場合、障がい児保育のため必要とされた場合、及び引継保育上必要な場合には、市から嘱託職員等を配置する。
- ⑤ 運営法人の保健師又は看護師は、引継期間が終了する1か月前から、栄養士は終了する2か月前から常勤で勤務する。

(5) 引継保育時の定員等

引継保育における子どもの定員は、現状の和泉保育園の103人です。また、一時保育は引継保育の目的等を鑑み、引継保育時には実施しません。

6 現状と民営化後の比較について

現状と民営化後の運営等の条件の一覧は、以下のとおりです。

なお、区分が「●」の場合は市の条件から変更の余地がない事項、「○」は基本的には現状を引継ぐものであるが三者協議会等により承諾があれば変更する余地のある事項、「☆」は法人の提案による自由裁量項目、「★」は市の条件をクリアしたうえで法人が自由裁量で提案できる項目を表しています。

この他、新たな項目が出た場合にも「現状を引継ぐ」ことを基本としますが、最終的には三者協議会での決定となります。

項目		区分	狛江市立和泉保育園	民営化保育園
運営主体	組織体	●	市	社会福祉法人
	運営	●	市	法人
施設	用地	●	市	市からの期限付き有償貸与
	建物	●	市管理	法人管理
	園庭	★	425.71㎡	現状を下回らない広さを敷地内に設置する
	保育園名	○	狛江市立和泉保育園	三者協議会により協議
定員		★	103人 内訳（単位：人） 0歳児クラス：10 1歳児クラス：13 2歳児クラス：16 3歳児クラス：16 4歳児クラス：24 5歳児クラス：24	120人以上 クラスごとの定員は現状を下回らない規模とする 進級後の定員も全て満たすこと 3歳児クラスの定員は2歳児クラスの定員と比較して最低3名以上の増加枠を設けること 4歳児クラスの定員は3歳児クラスの定員と比較して最低8名以上の増加枠を設けること
開園日		●	日曜・祝日・年末年始を除く毎日	日曜・祝日・年末年始を除く毎日
保育時間	保育標準時間	●	7:15～18:15（11時間）	7:00又は7:15から11時間
	保育短時間	●	8:30～16:30（8時間）	8:30～16:30（8時間）
	全体	★	7:15～19:15	延長保育を含め7:00～21:15の間で13時間以上
	時間別/歳児別	★	7:15～8:00 満1歳から 8:00～8:30 満10か月から 8:30～17:00 全園児 17:00～17:30 満10か月から 17:30～18:15 満1歳から 18:15～19:15 満1歳3か月の翌月1日から	法人の方針によるが、現状よりも対象を広げること
	障がい児保育	★	0歳児～2歳児 8:30～17:00 3歳児以上 8:30～18:15	現状若しくは現状以上の保育時間とすること
保育方針・目標		○	丈夫な子、やさしい子、良い人間関係を築ける子を育てる 等	引継ぐことを基本とする
保健計画		○	健康に関心を持ち、発達過程に応じ、基本的な清潔の習慣を身につける 等	引継ぐことを基本とする

項目		区分	狛江市立和泉保育園	民営化保育園
食育計画		○	楽しく食べる体験を深め「食を営む力」の基礎をつくる 等	引継ぐことを基本とする
行事		○	年間計画	引継ぐことを基本とする
(保育標準時間)延長保育料	1時間延長分	●	3,000円/月、スポット500円/日	最初の1時間は同額とする
	2時間以上延長分	★	実施なし	市内の認可保育園と乖離しない額
(保育短時間)延長保育料		●	スポット150円/15分	スポット100円/10分又は150円/15分
0歳児保育		●	生後57日目から	生後57日目から
一時保育	対象	★	実施なし	生後57日目から就学前まで ※ただし、歳児ごとによる影響が大きいことから、一時保育室を2部屋設ける等、実現可能な提案とする
	定員	★		3人以上
	料金(利用者)	○		4時間：1,500円 8時間：3,000円 8時間以上：3,300円 ※別途、法人へ市から補助あり
園庭開放		★	4月なし、8月1回、これ以外2回/月	2回程度/月(4月は協議)
職員	基準	●	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
	旧都基準適用	●	1歳児クラス 5対1	1歳児クラス 5対1
	保育士	★	平成25年4月1日現在 市正規職員 経験年数 30年以上 15% 20年～29年以下 31% 10年～19年以下 31% 9年以下 23%	園長は専任とし、原則として保育園で15年以上 主任保育士は、保育園で10年以上 バランスのとれた保育経験及び年齢構成による配置
	保健師又は看護師	●	市正規職員又は市嘱託職員 1人(常勤)	法人職員 1人(常勤)
	栄養士	●	市正規職員又は市嘱託職員 1人(常勤)	法人職員 1人(常勤)
	給食調理	★	市正規職員又は市嘱託職員 3～4人(常勤)	法人職員 求められる水準を遂行するに足る合理的な人数(常勤は1名以上)
	用務	☆	市嘱託職員 1人	法人の方針による
	嘱託医	●	公益社団法人狛江市医師会の所属医	公益社団法人狛江市医師会の所属医
給食	給食	●	原則完全給食	原則完全給食
	調理	●	自園調理	自園調理
	献立	☆	公立保育園共通	法人独自
	アレルギー対応	○	食物アレルギー対応マニュアル等に基づく対応	市に準じる

項目		区分	狛江市立和泉保育園	民営化保育園
保護者経費負担	教材費	●	原則なし	原則なし
	寄附等	●	なし	なし
	おむつ	○	布おむつ（32円/枚（税込み））	引継ぐことを基本とする （ただし、表末の※参照）
	独自事業（希望制）	☆	実施なし	実費のみ徴収可能
その他	クラス名	○	0歳りす、1歳うさぎ、2歳こぐま、3歳ひつじ、4歳きりん、5歳ぞう	引継ぐことを基本とする
	保護者面談等	●	あり	あり
	父母会	○	支援・協力	保護者の総意による。 設置された場合は、支援・協力関係は引継ぐことを基本とする
	第三者評価	●	あり	あり
	苦情処理	●	市による苦情対応体制	苦情解決責任者、苦情受付責任者等の設置
	個人情報の取扱い	●	市条例に基づく	市に準じる
安全管理	傷害保険	●	日本スポーツ振興センター災害共済	日本スポーツ振興センター災害共済又はこれと同程度以上の保障のもの
	賠償責任保険	●	加入	加入
	薬等の預かり	●	薬の依頼書、医師の指示書等による	薬の依頼書、医師の指示書等による
	各種管理マニュアル	○	作成	作成（市各種マニュアルは提供）
	事故等の責任	●	市	法人（ただし、三者協議会設置中はケースによる）

※ 布おむつの使用について

民営化保育園では、当面の間は布おむつの使用を引継ぐものとします。

ただし、現在市と狛江市保育所父母の会連絡協議会において公立保育園の紙おむつへの切り替えについて協議が行われています。布おむつの使用は、市内公立保育園一括で業者に発注することによりスケールメリットを得ており、単独園による発注は利用料金（単価）の増につながる事が予想されます。

このため、市と狛江市保育所父母の会連絡協議会の協議の結果、紙おむつへ切り替えることが決定された場合、民営化保育園においても紙おむつに切り替えるものとします。

なお、この協議に関わりなく、三者協議会の合意によって紙おむつに切り替えることや、公立保育園が紙おむつへ切り替える決定となった場合も、引続き民営化保育園では布おむつを使用する選択も可能です。（ただしこの場合は、布おむつ利用料金（単価）の増が見込まれます。）

Ⅲ 選定について

1 運営法人の選定方法

狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園運営法人選定委員会（以下「運営法人選定委員会」という。）においてプロポーザル方式による選考会を実施します。選考会における法人のプレゼンテーションは、保護者の公開のもとに行います。

運営法人選定委員会は、選考会において法人へヒアリング等を実施し、法人の審査・選考を行います。

運営法人は「4選定の基準」に基づき選定し、これを満たす法人を選考します。

2 運営法人選定委員会委員の構成

- ① 学識経験者（2人）
- ② 和泉保育園長（1人）
- ③ 和泉保育園父母の会が保護者と別に推薦する者（1人）
- ④ 和泉保育園在園児保護者（2人）
- ⑤ 狛江市職員（1人）

3 選定の手順

- ① 審査は、書類審査、現地審査及び選考会（プレゼンテーション、ヒアリング）による総合評価とする。
- ② 4法人以上の応募があった場合は、一次審査を書類審査とし、一次審査を通過した法人について、二次審査として現地審査及び選考会を実施する。
- ③ 選考会の出席は各法人4人以内とする。（理事者・園長・主任保育士等）
- ④ 選考会のプレゼンテーションは1法人あたり30分程度とする。実施日時、条件等は公募の締切後に各応募法人へ通知する。
- ⑤ 市長は、選定委員会からの審査・選考結果の報告を受け、運営法人を決定する。

4 書類審査の基準

.....

【経営方針について】

- ・ 児童福祉に対する熱意や関心があるか。
- ・ 地域に対する貢献や実績があるか。
- ・ 法人の保育理念や保育方針等は適切か。

【管理運営体制について】

- ・ 保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員が確保されているか。
- ・ 職員研修計画は適切か。
- ・ 職員の就業規則等が整備され、勤務環境（待遇条件）は適切か。
- ・ 職員採用計画は適切か。
- ・ 安全面に対する管理体制について具体的な取組みがなされているか。
- ・ 感染症等集団感染予防について具体的な取組みがなされているか。
- ・ 避難訓練、消防訓練の計画は適切か。
- ・ 職員会議等が適切に行われ、職員同士の情報共有を図る体制があるか。

【民営化について】

- ・ 狛江市や他の自治体において保育園運営の経験は十分あるか。
- ・ 他の自治体において民営化保育園に取り組んだ経験があるか。
- ・ 和泉保育園の保育内容を引継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら運営できるか。また、民営化する保育園であることを十分に認識し、子どもの民営化に係る負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応がとれるか。
- ・ 保育士の勤務経験及び年齢構成が偏らないようにバランスのとれた配置となっているか。
- ・ 引継保育において、民営化移行後の主力となる各クラス担任候補を配置しているか。
- ・ 三者協議会に誠実に参加し、保護者・市と協力しながらよりよい保育を目指す姿勢があるか。
- ・ 三者協議会での合意がない限り、引継保育及び民営化移行後一定期間は、運営法人独自の保育方針よりも和泉保育園の保育内容を継承した保育を基本とすることができるか。
- ・ 職員採用計画において、狛江市立保育園（特に和泉保育園）に勤務していた嘱託職

員や臨時職員の雇用に積極的であるか。

- ・民営化移行後の三者協議会が解散した後、運営法人独自の保育方針に接続するにあたり、保育内容が急激に変化して子どもに過度の負担がかからないようにすることができるか。

【財政基盤・建設費について】

- ・法人の財務体質が健全であり、事業運営に支障がないか。
- ・建設費が過大な積算になっていないか。

【保育内容について】

- ・保育課程、年間指導計画、月案、週案は適切か。
- ・既に運営している保育園において、直近の指導検査及び受審した第三者評価の結果が適正な内容であるか。
- ・狛江市の要綱に基づいた障がい児を積極的に受入れることができるか。
- ・子どもの状況を積極的に把握するための取組みをしているか。
- ・児童票などの個別記録を適正に作成しているか。
- ・保護者に子どもの状況や必要事項を伝える仕組みはあるか。
- ・保護者との面談や保護者会の適切な実施はあるか。
- ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であるか。
- ・市が主催する公私立保育園合同で行っている取組みに積極的に参加できるか。

【給食について】

- ・計画に基づく食育がなされているか。
- ・食材に対する安全性に配慮があるか。

【苦情処理等について】

- ・苦情解決責任者や苦情受付責任者等を設置しているか。
- ・三者協議会解散後の保護者からの苦情を受付ける仕組みを設けるとともに、これに対する回答や解決策はあるか。

【自由裁量項目について】

- ・2時間以上の延長保育保護者負担金が適切な金額であるか。

- 待機児が多い0～3歳児クラスの定員増が図られているか。
- 歳児別の保育時間、障がい児保育時間、延長保育は、条件の範囲内でニーズに応える内容となっているか。
- 一時保育事業が定員3人以上で、かつ実現可能な対象者の範囲であるか。

【自由提案について】

- 子どもが生き生きと活動する独自の保育内容の提案はあるか。
- その他、特に魅力的な提案はあるか。

スケジュール

平成27年

6月15日

狛江市立和泉保育園民営化運営法人公募要項
市HP・市広報発表
運営法人申請書類提出 受付開始

質疑受付期間 6月15日から6月30日まで

6月25日

法人説明会等

7月22日

運営法人公募 締切

8月29日

公募法人公開プレゼンテーション 開催
選定委員会 審査

運営法人 決定・発表

9月

保護者・運営法人・市の三者協議会 設置

平成28年

3月

移行計画 策定

4月1日

引継保育 開始

平成29年

3月31日

引継保育 終了

4月1日

民営化保育園へ移行

※議決を前提

Ⅳ 応募について

1 応募申込書の提出

本公募への申込みを希望する法人は、次により応募申込書を提出してください。

2 提出日時及び場所

(1) 日時

平成27年6月15日(月)から平成27年7月22日(水)まで
午前10時から午後5時まで(土日及び祝日を除く)

(2) 提出場所

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市役所3階 狛江市児童青少年部児童青少年課保育係
電話：03-3430-1111 内線2316

3 必要書類

(1) 法人に関すること等

- ① 狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園運営法人公募申込書 (様式1)
- ② 児童福祉法第35条第5項の基準に関する誓約書 (様式2)
- ③ 応募を決定した理事会の議事録
- ④ 事業計画者連絡先 (様式3)
- ⑤ 法人代表者の履歴書
- ⑥ 法人の概要・沿革(パンフレット可)
- ⑦ 法人定款(最新のもの)
- ⑧ 法人履歴事項全部証明書及び法人代表者の
印鑑証明書(3か月以内に発行されたもの)
- ⑨ 法人の事業経歴 (様式4)
- ⑩ 預貯金残高証明書(提出日から起算して前3か月以内のもの)
(預貯金口座が複数ある場合は、それらを一覧にまとめたものを添付)
- ⑪ 法人就業規則・非常勤就業規則
- ⑫ 法人の情報公開・個人情報保護に関する規定

- ⑬ 理事会役員一覧表 (様式5)
- ⑭ 評議員一覧表 (様式6)
- ⑮-1 事業計画書 (平成26年度・平成27年度)
- ⑮-2 事業報告書 (平成24年度・平成25年度・平成26年度)
- ⑯ 財務諸表 (資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録。直近3期3年分)
- ⑰ 平成24から平成26年度の補助金、公的機関からの融資、寄附等の状況
- ⑱ 資金計画書
- ⑲-1 収支 (損益) 予算書 (平成29年分から5期5年分)
 - ・法人が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成すること。
- ⑲-2 返済 (償還) 計画 (平成29年分から5期5年分)
 - ・金融機関等別の借入等の内容、完済 (償還) 予定月日、年間返済 (償還) 予定額 (元利) を記入すること。
- ⑲-3 決算報告書 (直近3期3年分)
 - ・監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付すこと。
- ⑳ 法人職員名簿 (様式7)

(2) 現在運営している保育園の状況に関すること

- ※ 現地審査を予定している保育園について回答すること。
- ※ 園児の個人情報が含まれるものについては、正本においても氏名・住所等を削除処理 (すみ塗り等) すること。
- ※ 複数施設を運営している場合は、応募保育園の計画に規模等が近い保育園のみに絞ること。
- ① 現在運営している保育園の運営状況 (様式8)
- ② 園のしおり等 (入園者用) 及びパンフレット (来園者用)
- ③ 保育園規則
- ④ 保育施設指導検査結果 (実地指導検査票)
 - (直近で2回分。文書指摘がある場合は、その報告書も添付)
- ⑤ 第三者評価結果報告書 (直近のもの)
- ⑥ 児童票等の個別の発達記録 (平成26年度の例を1歳児及び5歳児。計2名分)
- ⑦ 保育計画
 - ・保育課程、年間指導計画 (平成26年度)
 - ・月案 (平成26年4月・10月分)
 - ・週案 (平成26年4月の第3週・10月の第3週分)
- ⑧ 職員会議録 (平成26年4月、10月、3月。それぞれ1回分)
- ⑨ 防災計画・避難訓練計画と実施記録 (直近1回分)

- ⑩ 献立表（平成27年3月分）
- ⑪ 保護者懇談会・個人面談等の実施状況（任意様式）
（平成26年度。3歳児の直近の回の記録）
- ⑫ 園日誌（保育日誌）（歳児ごと。平成26年4月15日分、同8月25日分、同12月3日分、平成27年3月31日分）

（3）保育園計画に関すること（その1）

- ① 計画概要書（様式9）
- ② 運営に関する基本的な考え方・理念・応募の理由等（任意様式）
- ③ 施設設計及び建設について（バリアフリー及びユニバーサルデザインを基本とした建設概要及びコンセプト、在園児やその保護者への配慮等。A3版図面を用いて説明すること。）（任意様式）
- ④ 施設設計図（配置図・平面図・立面図・パース）
 - ・A3版・1/300以上で提出すること。
 - ・図面上には主要な部屋等の面積や廊下の幅を記入すること。
 - ・設計にあたっては法令・条例等に留意し、その定めに従うこと。また、東京都や市から指導があった場合も同様とする。
 - ・消火設備の設置に関する消防庁の指導を遵守すること。
- ⑤ 室別面積表（様式10）
- ⑥ 安全管理に関する取組み（様式11）
- ⑦ 当該保育園に係る資金計画書（事業費・資金調達内訳一覧表）（様式12）
- ⑧ 工事費積算見積書（任意様式）
- ⑨ 当該保育園に係る収支計画書及びその根拠資料（平成29年分から5期5年分）
 - ・以下により作成すること。
 - 1 収入
 - 大項目を保育料収入、補助金収入、その他に分類したうえで、内訳を記載すること。
 - 2 支出
 - 大項目を人件費、管理費、事業費として、以下の内訳に分類すること。
 - （1）人件費
 - 職員給与、法定福利費、退職金関係経費（退職共済掛金、退職引当金等）
 - （2）管理費
 - 土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費
 - （3）事業費
 - 給食費、保育材料費、保険料等の保育に係る経費の他、職員研修費や旅費交通費、広告宣伝費等その他全ての経費

3 1及び2の差引額

4 返還（償還）予定額（施設建設にあたって、借入等を行う場合のみ。）

⑩ 保育園の概要（自由裁量項目）（様式13）

⑪ 保育園定員及び職員配置計画等（様式14）

・園長候補者については、履歴書を添付すること。

・通常の採用計画以外に、特に和泉保育園に勤務している嘱託職員や臨時職員の雇用についての考えも説明すること。

（４）保育園計画に関すること（その２）

① 民営化保育園であることについて（任意様式）

公立保育園を引継いで保育を行うことについて法人としてどのような姿勢で、どのような考えであるのか「狛江市立保育園民営化の指針」及び「狛江市立保育園民営化ガイドライン」を踏まえて具体的に説明すること。

② 引継保育について（任意様式）

他の自治体で民営化保育園の実績があり引継保育を行った経験がある場合、その概要と特に配慮したこと等について説明すること。また、本公募における引継保育への考え方などを「狛江市立保育園民営化ガイドライン」を踏まえて説明すること。

③ 三者協議会について（任意様式）

他の自治体で民営化保育園の実績があり三者協議会に参加した経験がある場合、その概要と特に配慮したこと等について説明すること。また、本公募における三者協議会への考え方などを「狛江市立保育園民営化ガイドライン」を踏まえて説明すること。

④ 三者協議会解散後の保育内容について（任意様式）

三者協議会が解散した後、運営法人独自の保育理念や保育方針にどのように継続していくかについて説明すること。

⑤ 三者協議会が解散した後の苦情等の処理体制について（任意様式）

⑥ 障がい児の積極的な受入れ及び障がい児保育に対する考え方や取組実績について（任意様式）

⑦ 子どもの健康面や精神面の状況把握方法とその状況を保護者と緊密に情報交換するにあたっての具体的手段について（任意様式）

⑧ 行事のスケジュール等、保護者への必要な情報の提供方法について（任意様式）

⑨ 子育て経験の少ない親に対する支援策について（任意様式）

⑩ 市が行う公私立保育園合同で取組む事業について（任意様式）

市が取組む公私立保育園合同事業に対する考え方について法人の考えを説明すること。

⑪ 保健衛生管理について (任意様式)
感染症等集団感染予防についての具体的な内容を説明すること。

⑫ 保育の向上策について (任意様式)
公立保育園で使用するマニュアルと法人作成によるマニュアルの関係性について、その活用の仕方を三者協議会の設置中と解散後に分けて説明すること。また、自己評価や利用者評価、第三者評価の実施の有無、頻度等の計画について説明すること。

⑬ 職員の研修計画について (任意様式)

⑭ 保育カリキュラムについて (任意様式)

⑮ 給食について (任意様式)

以下の項目ごとに詳細に説明すること。

⑮-1 子どもの食に関する嗜好と必要な栄養摂取量の関係について

⑮-2 調理室の衛生面等の対策について

⑮-3 食材の安全性への配慮について

⑮-4 食育について

⑮-5 献立作成にあたっての留意事項について

⑮-6 食物アレルギー児への対応について

(5) 子どもが生き生きと活動するための保育内容の提案、その他提案があれば説明すること。 (任意様式)

(6) 保護者配布用チラシ (150部) (任意様式)

※ A4版1枚以内。裏面使用も可。保育園在園児保護者向けに法人の紹介や保育園計画の概要等を記載したもの。市から配布する。

4 書類作成上の留意点

.....

(1) 提出部数・綴り方（チラシは除く。）

① 正副1部合計2部

ファイル（A4・縦型・左綴り）で綴じ、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類名にインデックスを付して提出すること。なお、副本は法人名、既存園・印影の削除（すみ塗り等）等の処理をすること。

② 正本の写し7部（副本ではないので注意）

(2) 追加書類の提出・ヒアリングの実施

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めます。また、必要と認めた法人に対して、ヒアリングを実施する場合があります。

(3) 著作権の帰属等について

応募申込書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市による和泉保育園在園児保護者への説明会や市が運営法人の公表を行う場合等、市が必要と判断した場合は、応募申込書類等の内容が無償で使用できるものとします。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却できません。

(4) 費用の負担

本公募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

(5) 使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

(6) 資料の取扱い

市から提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

5 法人説明会等

.....

本公募にあたり、法人向け説明会及び和泉保育園の見学会を開催します。

(1) 説明会

① 説明会日時

平成27年6月25日（木）午前9時から

② 説明会場所

狛江市防災センター302会議室

(2) 見学会

説明会終了次第、徒歩にて現地へ案内いたします。

(3) 申込み

応募を予定している法人は原則説明会等に参加してください。1法人につき4人以内まで受付けます。

参加申込みは、平成27年6月24日（水）午後5時までに狛江市児童青少年部児童青少年課保育係へご連絡ください。

説明会等に当日参加できない法人は、可能な限り個別に対応させていただきますが、必ずしも全て対応できるものとは限りません。

6 質疑

.....

(1) 質疑者の資格

本公募の要件を満たしている社会福祉法人とします。

(2) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別紙2「質問票」に記載のうえ、郵送又はFAXで送付してください。これ以外の方法（電話・訪問等）による質問は受付けません。

なお、質問票に複数の質問内容を記載する場合は、質問事項1件ごとに番号を付記して作成してください。

(3) 受付期間及び送付先

① 受付期間

平成27年6月15日（月）から平成27年6月30日（火）まで

② 送付先

【郵送】〒201-8585

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市児童青少年部児童青少年課保育係

【FAX】03-3430-6870

（４）回答の方法

質問のあった法人に随時FAXで回答するとともに、質疑の受付期間終了後を目途に全ての質疑回答書を市ホームページに掲載します。質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、公募要項と同等の効力を有するものとします。

7 選考結果等

.....

（１）公募法人の公表

公募締切後、応募があった法人を市に提出した保護者配布用チラシにより、和泉保育園在園児保護者へお知らせします。

（２）選考結果

選考結果については、応募があった全ての法人に書面で通知します。また、運営法人として決定した法人を市広報及びホームページで公表します。

VI 様式集

様式 1

平成 年 月 日

狛江市長 あて

事務所の所在地

法 人 名

代 表 者 名

㊞

狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園運営法人公募申込書

本法人は、狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園運営法人公募要項の趣旨を踏まえ、運営法人として応募するため、関係書類を添付して申込みいたします。

なお、運営法人として決定された場合は、公募要項の条件等をすべて遵守するとともに、運営法人選定委員会やその他説明会等での発言した内容を実行することを確約いたします。

第8号様式

児童福祉法第35条第5項の基準に関する誓約書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者 住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印

法第35条第4項及び法施行規則37条第2項及び第3項に基づき認可の申請を行うにあたり、法第35条第5項の基準に抵触していないこと及び、開設後においても同様に抵触せず、適正な運営を行うことを誓約いたします。

なお、万一抵触した場合には、直ちに本保育所の廃止を申請するとともに、その際、受託児童ほか保育を提供している児童の保育の継続について、責任を持って対応いたします。

事業計画者連絡先

(フリガナ)		
法人名		
連絡先	(フリガナ)	
	担当者	
	(フリガナ)	
	担当者	
	(フリガナ)	
	担当者	
	住所	〒
	電話	
F A X		

※ 担当者名は、事務的な連絡に対応できる方を複数名記入してください。

法人の事業経歴

年 月	経 歴

【記入方法】

- 法人設立から現在に至るまでの沿革について、時系列で記入してください。
- 事業内容についても、具体的に記入してください。
- 整備予定の施設についても記入してください。特に、今回の公募に係る計画以外に平成29年度までに整備を予定している場合には必ず記入してください。

理事会役員一覧表

法人名 _____

役員名	他法人の理事状況※	法人(理事長等)との関係
1 理事長	有・無（ ）	
2 理事（施設長）	有・無（ ）	施設長の資格〔有・無（取得計画 ）〕
3 理事	有・無（ ）	
4 理事	有・無（ ）	
5 理事	有・無（ ）	
6 理事	有・無（ ）	
7 理事	有・無（ ）	
8 理事	有・無（ ）	
9 理事	有・無（ ）	
10 理事	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
監事	有・無（ ）	
監事	有・無（ ）	
法人の理事になっていない場合		
事務担当者等	有・無（ ）	

※ 他法人の理事等をしている場合は、他法人の理事状況の有に○をし、（ ）に役職名を、その下にその法人名を記入してください（計画中も含め、複数の場合は全て記入）。

※ 職歴等に建設業者等との関係がある場合、その状況を併せて記入してください。

評議員一覧表

法人名 _____

評議員名	他法人の理事状況※	法人(理事長等)との関係
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	
	有・無（ ）	

※ 他の法人の理事等をしている場合は、他法人の理事状況の有に○をし、（ ）に役職名を、その下にその法人名を記入してください（計画中也含め、複数の場合は全て記入）。

※ 職歴等に建設業者等との関連がある場合、その状況を併せて記入してください。

法人職員名簿

法人名：

- ※ 保育園ごとに記入すること。用紙が足りない場合は適宜追加すること。
 ※ 「様式8」と異なり、常勤正規職員のみを記載すること。
 ※ 平成27年4月1日現在で記入すること。

保育園名：

番号	担当クラス等	資格	年齢	法人勤続年数	備考
1	園長		歳	年 月	
2	主任保育士		歳	年 月	
3			歳	年 月	
4			歳	年 月	
5			歳	年 月	
6			歳	年 月	
7			歳	年 月	
8			歳	年 月	
9			歳	年 月	
10			歳	年 月	
11			歳	年 月	
12			歳	年 月	
13			歳	年 月	
14			歳	年 月	
		平均	歳	年 月	

保育園名：

番号	担当クラス等	資格	年齢	法人勤続年数	備考
1	園長		歳	年 月	
2	主任保育士		歳	年 月	
3			歳	年 月	
4			歳	年 月	
5			歳	年 月	
6			歳	年 月	
7			歳	年 月	
8			歳	年 月	
9			歳	年 月	
10			歳	年 月	
11			歳	年 月	
12			歳	年 月	
13			歳	年 月	
14			歳	年 月	
		平均	歳	年 月	

現在運営している保育園の運営状況

法人名 ：

- ※ 現地審査を予定している保育園について回答すること。
 ※ 特に指示のないものは平成27年4月1日現在で記入すること。

1 基本事項

保育園名						
所在地						
開園年月日						
最低基準職員数	職種	園長				
	人数	人	人	人	人	人
実職員数	職種	園長				
	人数	人	人	人	人	人

2 園長・クラス担任・フリー保育士等のキャリアについて

番号	担当クラス等	年齢	法人勤続年数	常勤・非常勤	年収（平成26年度）
1	園長	歳	年 月		円
2	主任保育士	歳	年 月		円
3		歳	年 月		円
4		歳	年 月		円
5		歳	年 月		円
6		歳	年 月		円
7		歳	年 月		円
8		歳	年 月		円
9		歳	年 月		円
10		歳	年 月		円
11		歳	年 月		円
12		歳	年 月		円
13		歳	年 月		円
14		歳	年 月		円
15		歳	年 月		円
16		歳	年 月		円
17		歳	年 月		円
18		歳	年 月		円
19		歳	年 月		円
20		歳	年 月		円
21		歳	年 月		円
22		歳	年 月		円
23		歳	年 月		円

※短時間保育補助者は除く。

3 職員の異動状況

- 平成26年度中の退職者数 _____ 人

4 平成26年度の研修実施状況

- 外部研修 _____ 回 参加延べ人数 _____ 人
- 内部研修 _____ 回 参加延べ人数 _____ 人
- 合計 _____ 回 合計 _____ 人
- 研修に1回でも参加できた職員数 _____ 人
- 全職員数 _____ 人

- 個人別の研修計画の有無

☐ある ☐ない ☐その他（ _____ ）

※☐にしをする。ある又はその他の場合は、計画若しくは内容を把握できる資料を添付すること。

- 参加人数が多かった主な研修及び内容

5 連絡ノートの使い方について

- ☐ 全年齢で記入式の連絡ノートを使用している
- ☐ （ _____ ）歳児以上から出席帳式となり記入不要となる
- ☐ （ _____ ）歳児以上から連絡ノートや出席帳などは使用していない
- ☐ その他（ _____ ）

※☐にし、（ _____ ）に記入する。

6 障がい児の受入れ状況

- 在籍数
平成26年中 _____ 人 平成27年4月1日 _____ 人
- 障がいの種類・程度

7 調理委託の有無

☐なし ☐あり（委託先： _____ ）

※☐にしをする。

8 平成26年度の地域交流・地域貢献

実施事業	回数（月〇回等）

計画概要書

[illegible]

室別面積表

1 建物

区 分									
構 造		造 階							
建 築 面 積		㎡							
延 床 面 積		㎡（保育園使用延床面積 ㎡）							
保育園		1 階		2 階				計	
		室	㎡	室	㎡	室	㎡	室	㎡
最低基準	乳児室・ほふく室								
	保育室・遊戯室								
	調 理 室								
	医 務 室								
	便 所								
その他	調 乳 室								
	沐 浴 室								
	事 務 室								
	保 育 士 室								
	廊 下・その他								
	子育て支援スペース								
	一 時 保 育 室								
	そ の 他								
合計 (延床面積と一致)									

2 屋外遊戯場

保育園	
総 面 積	㎡
屋 外	㎡
屋 上	㎡
代替場所	㎡ ()

3 保育室等の状況

	認可基準		≦	現状
乳児室・ほふく室	3.3㎡×0歳児	人＝	㎡	㎡
	3.3㎡×1歳児	人＝	㎡	
	計		㎡	
保育室・遊戯室	1.98㎡×2歳以上児	人＝	㎡	㎡
屋 外 遊 戯 場	3.3㎡×2歳以上児	人＝	㎡	㎡

安全管理に関する取組み

1 不審者侵入防止、自然災害等発生時の対応等

2 事故防止策（保育室、園庭、散歩時、その他）

【保育室】

【園庭】

【散歩時、その他】

当該保育園に係る資金計画書 (事業費・資金調達内訳等一覧表)

区 分			金額（単位：円）	比 率	
1 事業費	整備費	工事請負費			
		工事事務費（工事監理）			
		工事事務費（基本設計・実施設計）			
		備品			
		計			
	運転資金				
	法人事務費				
合 計					
2 資金調達内訳	整備費	東京都補助金			
		狛江市補助金			
		福祉医療機構借入金			
		協調融資（民間金融機関）			
		自己資金	法人自己資金		
			寄附金（寄附者氏名）		
			計		
	小 計				
	運転資金	自己資金	法人自己資金		
			寄附金（寄附者氏名）		
		小 計			
	法人事務費	自己資金	法人自己資金		
			寄附金（寄附者氏名）		
		小 計			
合 計					
補助金内訳（再掲）		東京都補助金			
		狛江市補助金			
補 助 金 計					
借入金内訳（再掲）		福祉医療機構借入金			
		協調融資（民間金融機関）			
借 入 金 計					
自己資金内訳（再掲）		法人自己資金			
		寄附金（寄附者氏名）			
自 己 資 金 計					
3 借入比率算出表					
平成29年度計画案件の借入予定額（A）					
借入金に対する区市町村等からの償還補助額（B）					
資金総額（＝事業費合計額）（C）					
借入予定額と事業費総額との割合（D＝（A－B）／C）					

保育園の概要（自由裁量項目等）

1 保育園の開園時間

①標準保育時間

時 から 時 まで （ 11 時間保育）

②延長保育

時 から 時 まで （ 時間保育）

2 歳児ごとの保育可能時間（延長保育を含む。）

保育時間					

（記入例）

保育時間					
7:15～ 8:00	8:00～ 8:30	8:30～17:00	17:00～ 17:30	17:30～ 18:15	18:15～19:15 （延長保育）
満1歳から 利用可	満10か月から 利用可	全園児利用可	満10か月から 利用可	満1歳から 利用可	満1歳3か月の翌月1日から 利用可

3 障がい児保育時間

（現状）

0歳児～2歳児 8:30～17:00 } 現状若しくは現状以上の保育時間
3歳児以上 8:30～18:15 }

0歳児	:	から	:	まで
1歳児	:	から	:	まで
2歳児	:	から	:	まで
3歳児	:	から	:	まで
4歳児	:	から	:	まで
5歳児	:	から	:	まで

4 延長保育料の設定

区分			
延長保育料			
食事代			

(記入例)

区分	18:00～19:00 (1時間)	19:00～20:00 (2時間)	20:00～21:00 (3時間)
延長保育料	3,000円/月 (500円/日)	5,000円/月 (1,000円/日)	なし
食事代	なし	100円/1食	なし

・短時間保育の延長保育料

円/ 分

5 一時保育事業

- ① 対象児童月齢：
 ② 定員： 人
 ③ 一時保育専用室： m²
 ④ 欠員利用型実施の有無： 有 ・ 無 (いずれかに○)

【事業の詳細】

6 地域子育て支援事業の計画

月 回程度

【事業の詳細】

保育園定員及び職員配置計画等

1 保育園定員

定員 名

内訳

0歳児： 名 1歳児： 名 2歳児： 名

3歳児： 名 4歳児： 名 5歳児： 名

2 保育園職員配置計画

番号	職名	勤務形態 (常勤・非常勤の別)	資格	年齢	経験年数
1	園長				
2	主任保育士				
3	保育士				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28	看護師				
29					
30	栄養士				
31					
32	給食調理員				
33					
34					
35					

3 職員配置の状況

区分		配置基準				配置計画
		定員		必要数		
保 育 士	0歳児	3：1	名	×1/3	名	名
	1歳児	5：1	名	×1/5	名	名
	2歳児	6：1	名	×1/6	名	名
	3歳児	20：1	名	×1/20	名	名
	4歳児	30：1	名	×1/30	名	名
	5歳児	30：1	名	×1/30	名	名
小計			名		名	名
園長					1名	名
看護師					1名	名
栄養士					1名	名
給食調理員					名	名
合計						名
嘱託医		非常勤			1名	名

※ 各年齢別に小数点第1位まで計算し(第2位切捨)、それぞれを合計(小数点以下四捨五入)すること。

※ 給食調理員等は調理に従事する職員数を記入すること。

4 引継保育時の職員配置計画

番号	職名	担当クラス	資格	年齢	経験年数
1	園長				
2	主任保育士	クラス			
3	保育士	クラス			
4	保育士	クラス			
5	保育士	クラス			
6	保育士	クラス			
7	保育士	クラス			
8	看護師	3月から1か月			
9	栄養士	2月から2か月			

※ 原則「2保育園職員配置計画」と同一職員を配置すること。

5 苦情解決責任者等について

番号	職名	職名	資格	年齢	経験年数
1	苦情解決責任者				
2	苦情受付責任者				
3					

※ 原則「2保育園職員配置計画」と同一職員を配置すること。

6 職員採用計画

・平成29年度新規職員採用予定時期（法人全体） 年 月

・和泉保育園に勤務している嘱託職員や臨時職員の雇用について
（基本的な考え方・処遇等）

・平成29年度からの採用のため、平成27年度中の採用試験等の実施及び内定の可否（和泉保育園に勤務している嘱託職員や臨時職員のみ）

可否： 可 ・ 否 （いずれかに○）

採用試験等の実施時期： 年 月ごろ

内定の通知時期： 年 月ごろ

○狛江市障がい児統合保育実施要綱（平成7年3月23日要綱第11号）

○狛江市障がい児統合保育実施要綱

平成7年3月23日要綱第11号

改正

平成9年3月31日要綱第33号

平成10年3月20日要綱第18号

平成10年12月22日要綱第69号

平成12年4月7日要綱第52号

平成13年6月29日要綱第48号

平成14年2月28日要綱第12号

平成20年3月31日要綱第26号

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年規則第18号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、心身に障がいのある児童（以下「障がい児」という。）を統合保育のなかで適切な保育を行い、障がい児の望ましい発育を促進することを目的として定める。

（実施保育園）

第2条 障がい児統合保育（以下「統合保育」という。）は、狛江市保育園設置条例（昭和41年条例第28号）第2条に規定する保育園で実施する。

（対象児童）

第3条 対象児童は、施行規則第3条に規定する保育の実施基準を有する中程度以下の障がい児で、統合保育に堪えることができ、保育効果があると期待される者をいう。

（ケース会議）

第4条 統合保育を適切に実施するため、ケース会議を置く。

（組織）

第5条 ケース会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 児童青少年課長、保育係長及び保育の実施担当員

（2） 統合保育実施保育園長、統合保育実施保育園主査及び担当保育士並びに看護師

（会議）

第6条 ケース会議は、必要の都度児童青少年部長が招集し、会議の運営にあたるものとする。

（保育の実施）

第7条 市長は、施行規則第8条及び第12条の規定により保育の実施の決定をする。

（定員）

第8条 障がい児の定員は、狛江市立保育園管理規則（昭和41年規則第9号。以下「管理規則」という。）第2条に規定する収容定員以内（以下「定員」という。）とする。ただし、市長は、定員に達しない場合において、障がい児が特定の保育園に集中し、適正な統合保育の実施が困難であると認めるときは、必要に応じ暫定措置として、当該障がい児の定員を設けることができる。

（保育時間）

第9条 保育時間は、管理規則第7条の規定にかかわらず、0歳児から2歳児までについては午前8時30分から午後5時まで、3歳児以上については午前8時30分から午後6時15分までの範囲内で障がい児の状態を勘案しながら保護者と協議して定める。

（保育の実施の停止及び解除）

第10条 保育の実施の停止及び解除は、施行規則第17条及び第18条に定めるもののほか、市長は、統合保育が困難であると認められるときは、施行規則第8条に規定する入所選考会議及びケース会議の議を経て、保育の実施の停止又は解除をすることができる。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月31日要綱第33号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月20日要綱第18号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成10年12月22日要綱第69号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年4月7日要綱第52号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成13年6月29日要綱第48号）

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則（平成14年2月28日要綱第12号）

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日要綱第26号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

狛江市長 あて

事務所の所在地
法 人 名
代 表 者 名

印

質問票

狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園運営法人公募要項の募集に関して、下記のとおり質問いたします。

質問事項	市記入欄

【連絡先】 担当者名
電話
FAX